

## 平成十四年度東京都予算等に関する要望書

団体名

社)東京都自動車整備振興会 東京都自動車整備商工組合 東京都自動車整備政治連盟

### 【要望事項】

1.地球環境保全の観点から、フロンガス回収・破壊にかかる設備購入の助成並びに登録申請書類等の簡素化を検討されたい。

#### 《理由》

冷蔵庫やカーエアコンに使用されているCFC12等のフロンガスは大気中に放出されると成層圏にまで達し、そこで強い紫外線を浴び塩素を放出してオゾン層を破壊する。このため、地球に降り注ぐ紫外線が増加し「皮膚ガンや白内障の増加、免疫機能の低下」など人体への直接的影響のほか作物や生物への悪影響が懸念される。

オゾン層の保護については、国連環境計画を中心として検討を重ね、昭和63年に具体的に制度化され、CFC12の生産は平成8年までに全滅された。

しかしながら、カーエアコンのフロン回収・破壊実績は平成10年で12%程度(下表参照)に過ぎず、自動車及ぼす環境破壊の見地からも黒煙、NOx同様、さらなる規制は、止むを得ない。整備業界としても、環境基準の維持を積極的に行うことを社会的役割として、今後もより一層の公害の防止に努めていくことは言うまでもない。

カーエアコンの修理を行う整備事業者は、規制にともなう回収・破壊処理ルート確立が求められ、整備事業者が自ら行う場合は、フロン回収機の保有を必要とする。ついては、地球環境保全の観点から、フロンガス回収・破壊にかかる設備購入の助成を検討されたい。

機器種類別のCFC回収率			
機器の種類	回収台数 回収量	推定廃棄台数・ 推定回収可能量	回収率
カーエアコン	140t	1,200t	12%(量ベース)
業務用冷凍空調機	690t	1,230t	56%(量ベース)
家庭用冷蔵庫	1,215千台	4,182千台	29%(台数ベース)

旧環境庁発表(平成10年度実績)

また、カーエアコンのフロンガス回収については、本年6月「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(平成13年法律第64号)が公布され、自動車整備事業者は積極的にフロンの適正回収を行うこととしている。

ついては、本法律に基づき、平成十四年四月より第二種特定製品引取業者及び

第二種特定製品回収業者として都道府県知事の登録を受ける必要が生じるがその際、以下の事項について行政措置を講じられたい。

- (1)登録に必要な書類等は必要最小限とされたい。
- (2)自動車整備事業者第二種フロン回収業者の登録を国土交通省を經由して行うことが出来るとなっているが、第二種フロン引取業者の登録も同時に国土交通省へ提出することが出来ることとされたい。
- (3)フロン回収事業者等の登録については、登録手数料等の徴収をされると聞いているが、国土交通省を經由して行う登録については、手数料の減免及び事業者団体等からの一括納付を認めていただきたい。

### 【要望事項】

## 2.ディーゼル車等の排ガス対策として点検整備の必要性等を都民広報されたい。

### 《理由》

自動車の排出ガス対策の基本は、個々の自動車から排出される汚染物質を極力少なくすることにあるが、新型車の排出ガス規制は年々強化されているものの、使用過程車に対しては、基本的に自動車ユーザーの保守管理責任に委ねられている。

こうした中、ディーゼル車から排出される粒子状物質や窒素酸化物等の低減対策が緊急課題となっており、東京都においてはDPF等の「排出ガス低減装置」の義務付けが検討されている。

本会は、こうした状況から「点検整備前後とディーゼル車の黒煙濃度との関係」について昨年五月、約2,800台の車両について調査したところ、点検前と点検・整備後の黒煙濃度がほぼ「14%」改善されたことが確認された。

(別紙「ディーゼル車に関する黒煙濃度調査結果」参照)。

については、東京都における深刻な大気汚染状況を踏まえ、的確な点検整備の実施による使用過程車の黒煙濃度等低減を図るという観点から、「点検整備の励行」が確保されるよう、東京都自ら都民に向けての積極的な広報活動を推進されたい。また、行政、都民、整備事業者、民間団体が一体となり、さらなる低減対策を推進する制度を構築されたい。

なお、最近の政府による一連の規制緩和措置から、自動車の整備・検査制度についても車検期間の延長や大幅な定期点検項目の簡素化が行われており、こうした背景からか、整備不良車の増加が懸念されるところであり、積極的な街頭検査の実施を検討されたい。

## 【要望事項】

### 3. 軽自動車納税事務オンライン化を早急に制度化されたい。

#### 《理由》

自動車税の納税事務については、すでにオンライン化（電子処理化）され、各税事務所においても納税証明書の発行を受けることができ、都民の利便が確保されている。

しかし、軽自動車税については、その納税窓口が区市町村であるため、当該軽自動車の所轄市町村でないと納税証明書の発行を受けることが出来ない。

については、都民の利便向上を図るため各区市町村と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。